

九州の自立を考える会
広域行政セミナー

国の出先機関改革と 九州における道州制議論の行方

平成24年6月12日

九州大学産学連携センター
谷口博文

全体の流れ

1. 何が問題か（課題設定） = 出発点

- 人口減少社会と急速な高齢化
- アジア経済の発展と日本の国際競争力の低下
- 財政逼迫と持続可能性への不安
- 統治機構の機能不全

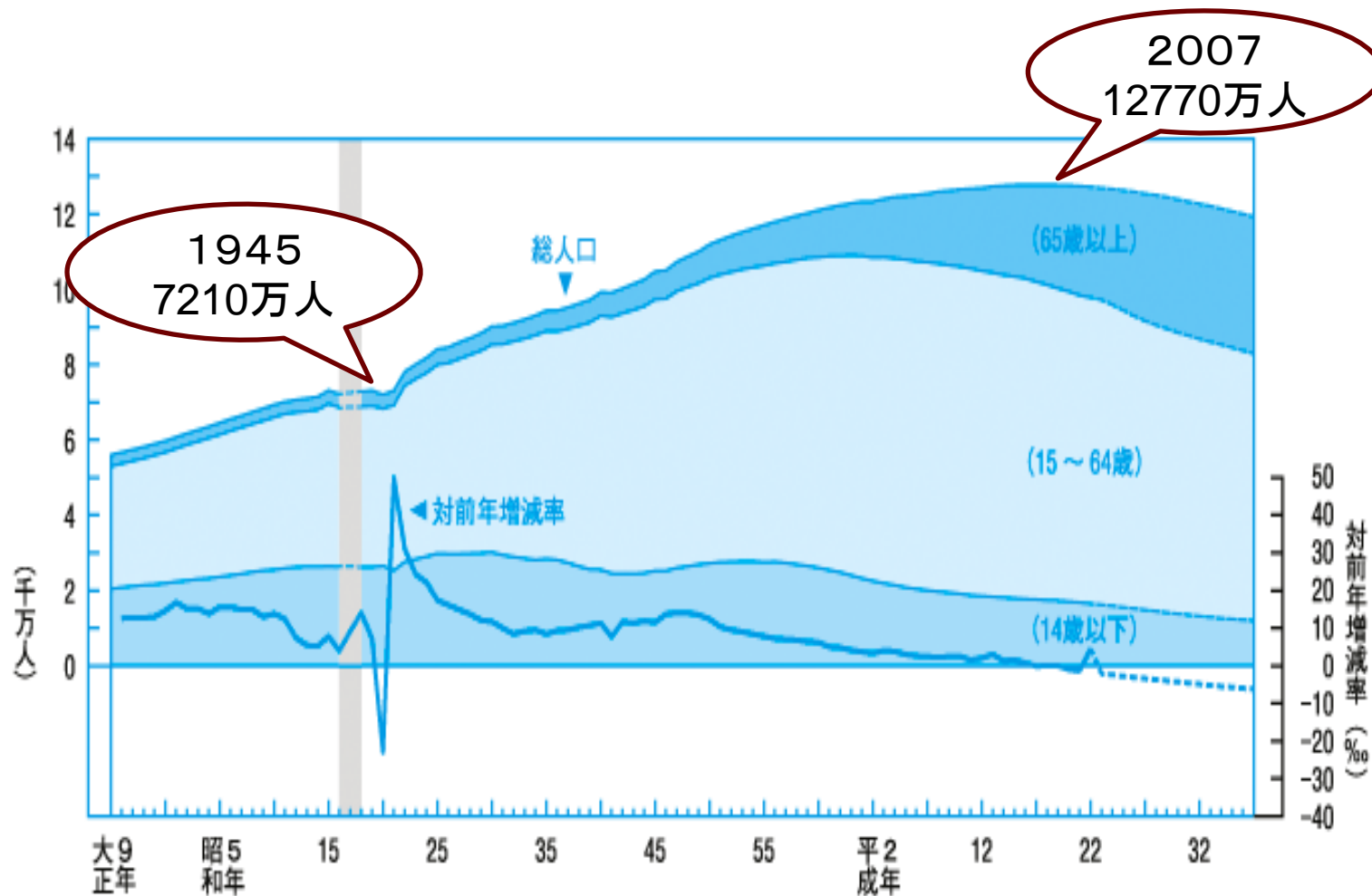
2. どうすれば解決するか = 政策論

- 新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～
- 広域経済圏の形成 — 国土形成計画
- 地方分権／地域主権改革

3. 政策をどうやって実現するか = 組織論

- 統治機構のマネジメント力の回復
 - 道州制
 - 国の出先機関改革
-

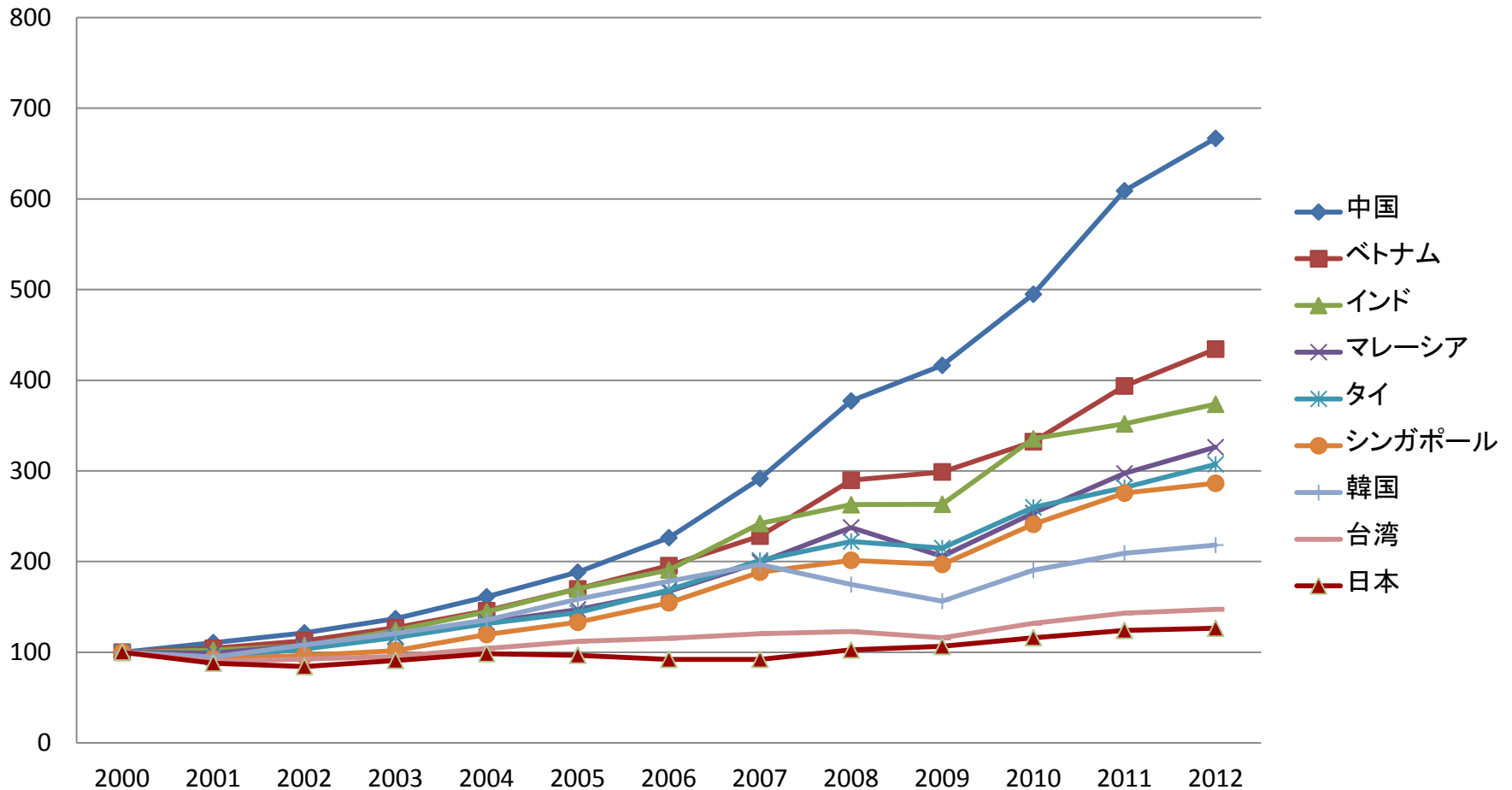
人口減少社会と急速な高齢化



注) 昭和16年~18年の年齢別の推計は行われていない。(総務省統計局資料より)

アジア経済の発展

名目GDP指数（2000年＝100）

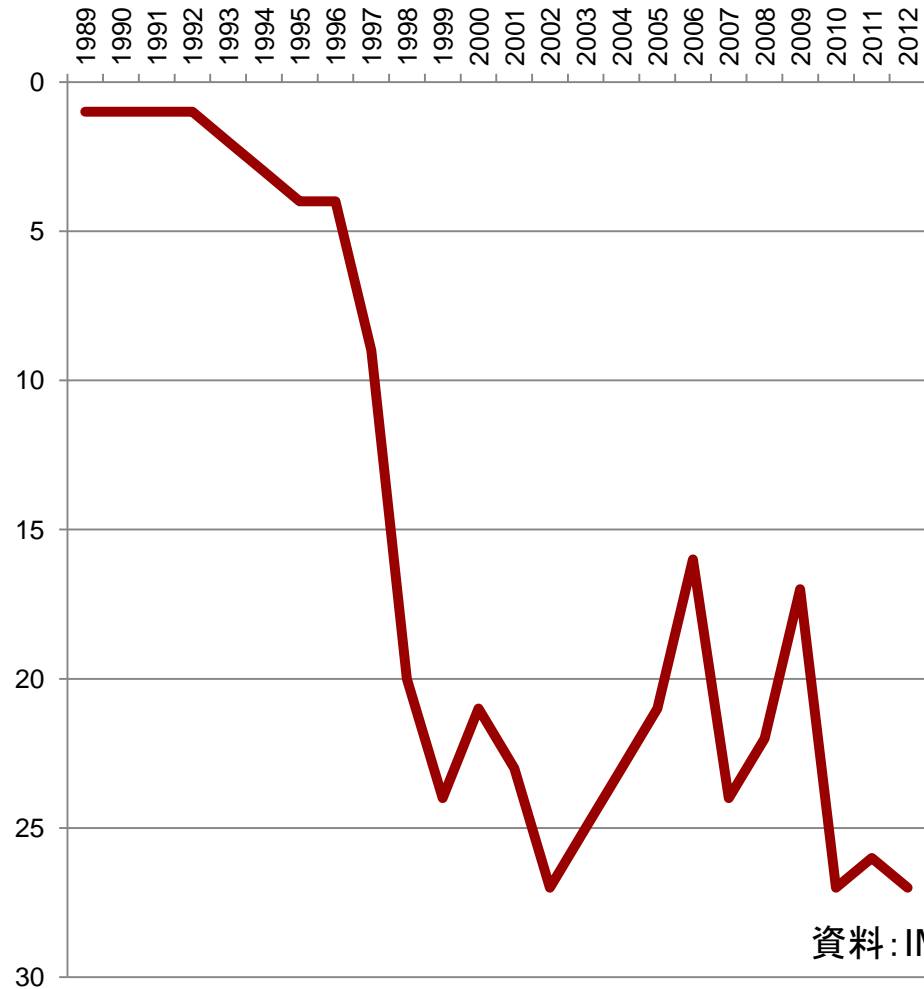


International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, April 2012

日本の国際競争力の低下 — 世界競争力ランキング

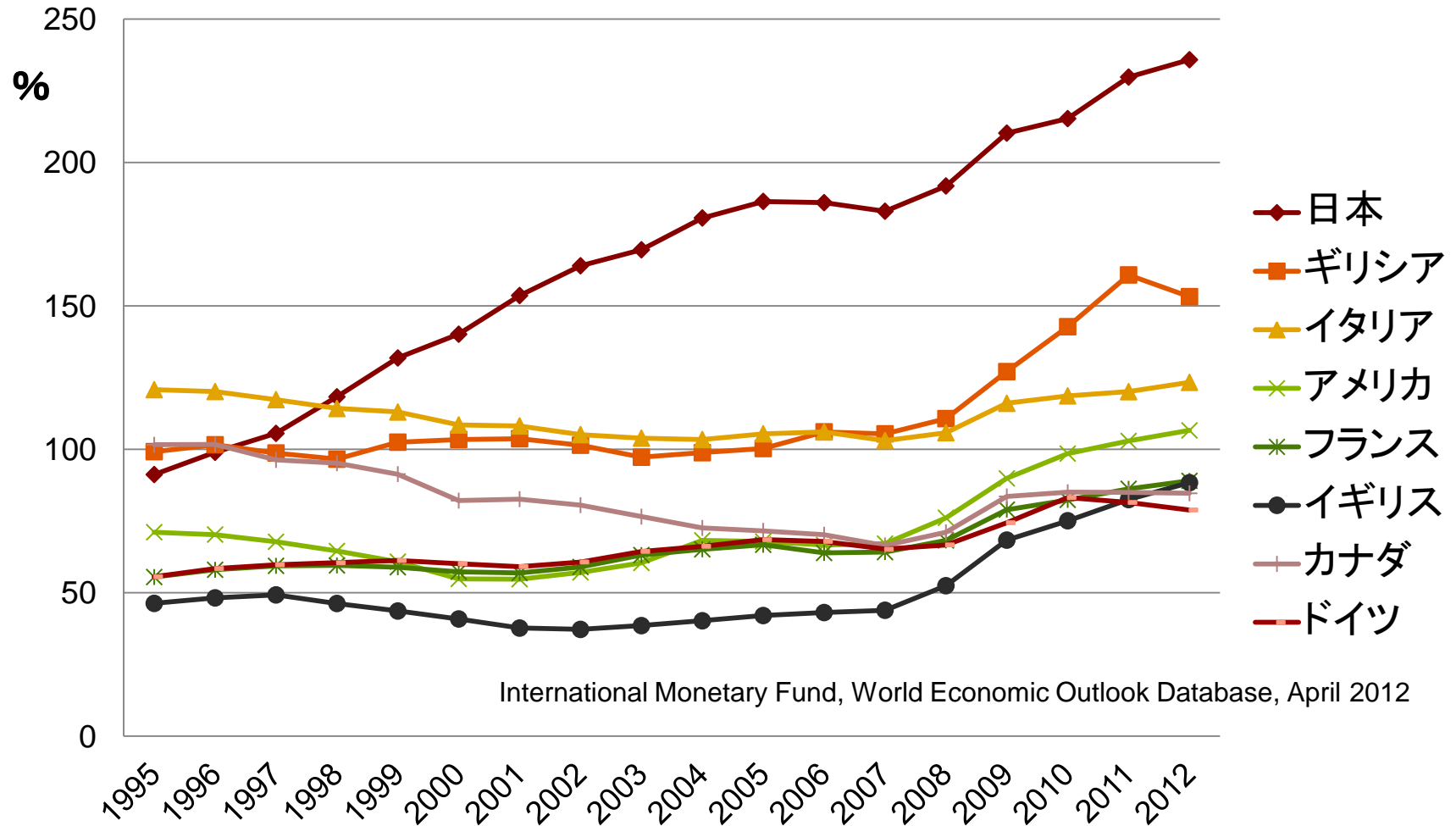
2012	国・地域
1	香港
2	米国
3	スイス
4	シンガポール
5	スウェーデン
6	カナダ
7	台湾
8	ノルウエー
9	ドイツ
10	カタール
11	オランダ
12	ルクセンブルグ
13	デンマーク
14	マレーシア
15	オーストラリア
16	UAE
17	フィンランド
18	英国
19	イスラエル
20	アイルランド
22	韓国
23	中国
27	日本

日本の順位



財政逼迫と持続可能性への不安

公的債務残高の国際比較（対GDP比）



統治機構の機能不全

- 機能不全に陥っている統治機構
 - 問題解決に時間がかかりすぎる
 - 制度・組織が硬直的、縦割り、横並び、一律規制
 - PDCAが回らない

- 国と地方の遠心力
 - 国は現場の実情がわからない
 - 現場は国の考え方がわからない

- ものごとが動かない
 - 拒否権(veto)社会
 - リスク嫌悪社会＝摩擦回避／リスク回避／責任回避行動
 - 説得努力／リーダーシップの欠如

日本が直面している課題

- 何が問題か = 出発点
 - 人口減少社会と急速な高齢化
 - 財政逼迫と持続可能性への不安
 - 日本の国際競争力の低下
(⇔アジア経済の発展)
 - 統治機構の機能不全

危機感

政策の実現可能性

- 時間的空間的制約条件
- 行政資源の制約条件(ヒト/モノ/カネ)
- 合意形成の政治的コスト

閉塞感

全体の流れ

1. 何が問題か（課題設定） = 出発点

- 人口減少社会と急速な高齢化
- アジア経済の発展と日本の国際競争力の低下
- 財政逼迫と持続可能性への不安
- 統治機構の機能不全

2. どうすれば解決するか = 政策論

- **新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～**
- 広域経済圏の形成 — 国土形成計画
- 地方分権／地域主権改革

3. 政策をどうやって実現するか = 組織論

- 統治機構のマネジメント力の回復
 - 道州制
 - 国の出先機関改革
-

成長戦略の選択肢

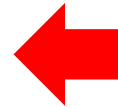
アジア・世界経済の活力を取り入れる

[選択肢A 従来の中央集権型]

国(東京)へ集中的資源配分

⇒国際競争力を強化

⇒果実を国が地方へ分配



- 地方は国に頼って生きていくのか
- 国に期待していいか
- 国にできるか

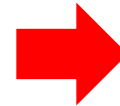
[選択肢B 新しい国のかたち]

地域が自立して世界とつながる

⇒それぞれの地域が国・東京を通さず直接世界とつながる

⇒地域の資源を最大限に活かした地域戦略をデザインする

⇒人材が集まる拠点づくり



**自立した
広域経済圏の
形成**

国土形成計画の考え方(全国計画 平成20年7月)

時代の潮流—経済社会情勢の大転換

人口減少社会の到来 急速な高齢化
グローバル化の進展と東アジアの経済発展
情報通信技術の発達、国民の価値観の多様化



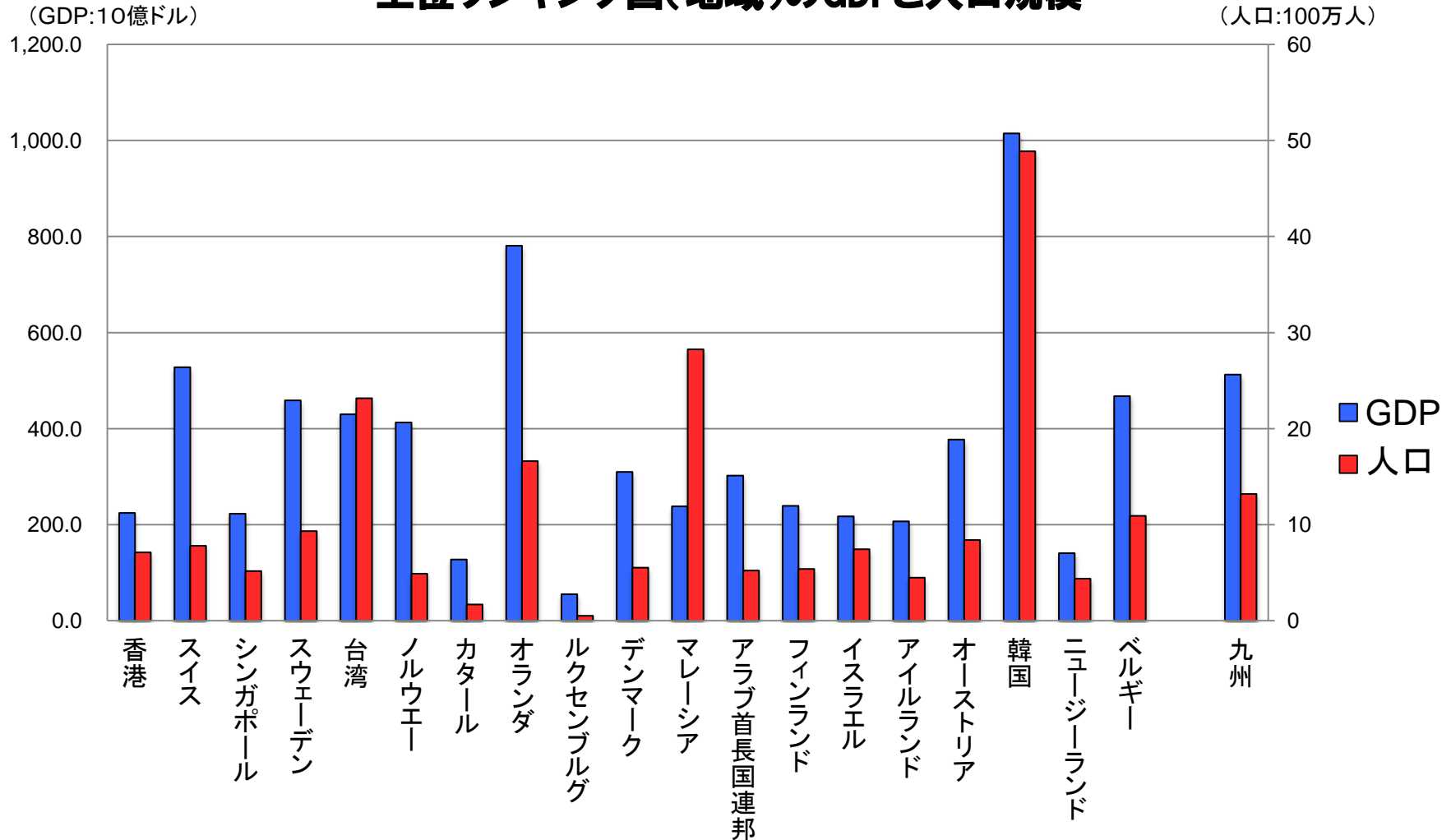
基本方針＝多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る

⇒ 広域地方計画の策定

「自立的で特徴の異なる複数の広域ブロックからなる国土構造を構築し、将来にわたる国内外の様々な変化にも対応することが可能となる多様性を国土上に保有することによって、我が国の成熟期にふさわしい「国としての厚み」を増していくことが、我が国の将来像として好ましい方向であると考えられる。」

競争力の強い国(地域)と九州のサイズ比較

上位ランキング国(地域)のGDPと人口規模



地域主権戦略大綱の考え方

□ 地域主権改革が目指す国のかたち

- 人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化、情報通信の高度化、資源制約等の課題に直面。

- これらの課題に対応するため、地域主権改革

「住民に身近な行政は地方公共団体が自主的総合的に広く担い、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」

- 中央集権から脱却、補完性の原則

上下関係から対等の立場へ、「依存と分配」から「自立と創造」へ

□ 取り組み

- 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
- 基礎自治体への権限移譲
- 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）等

地域のマネジメント力の回復

□ あるべき姿

- 現場のニーズを的確に把握
- 柔軟でスピーディーに対応
- 縦割り、横並びを排して、多様な政策を展開

□ 方向性

「現場に知恵がある」

- ⇒ 現場に近いところで自らルールを決定する権限と責任と能力をもつ
- ⇒ 頭脳(企画立案機能)を国から地方へ
- ⇒ 中央集中型から地方分散型へ
地域特性に応じたルール作り

□ ガバナンスの強化

理想の九州像に向けて

どんな九州を作るか(設計思想)
豊かで活力のある住みよい九州
開かれた九州、多様性のある九州、自立的な九州



アジアの都市(メガリージョン)との厳しい競争に勝ち抜くため、
各県がフルセット主義でバラバラに政策を進めるのではなく、
選択と集中により広域的、戦略的に政策を推進する



[手段] 組織論

その政策遂行のため効率性の高い広域の統治機構を作る
＝国の権限・財源の受け皿として、十分な能力を持つ
地元のしがらみを断ち、客観・公正・中立な行政を行う
ガバナンスのきいた、透明で信頼性の高い組織を作る

関西広域連合で実施している広域行政

関西広域連合が実施する7分野の事業

1. 広域防災

関西防災・減災プラン、広域応援体制、応援訓練、救援物資の備蓄

2. 広域観光・文化振興

海外観光プロモーション、案内表示ガイドライン、通訳案内士、観光統計

3. 広域産業振興

関西ブランドの発信、産業クラスター連携、公設試験研究機関の連携

4. 広域医療

ドクターヘリの配置・運行、災害医療訓練、救急医療人材の育成

5. 広域環境保全

関西広域環境保全計画、府県を越えた鳥獣保護管理(カワウ対策)

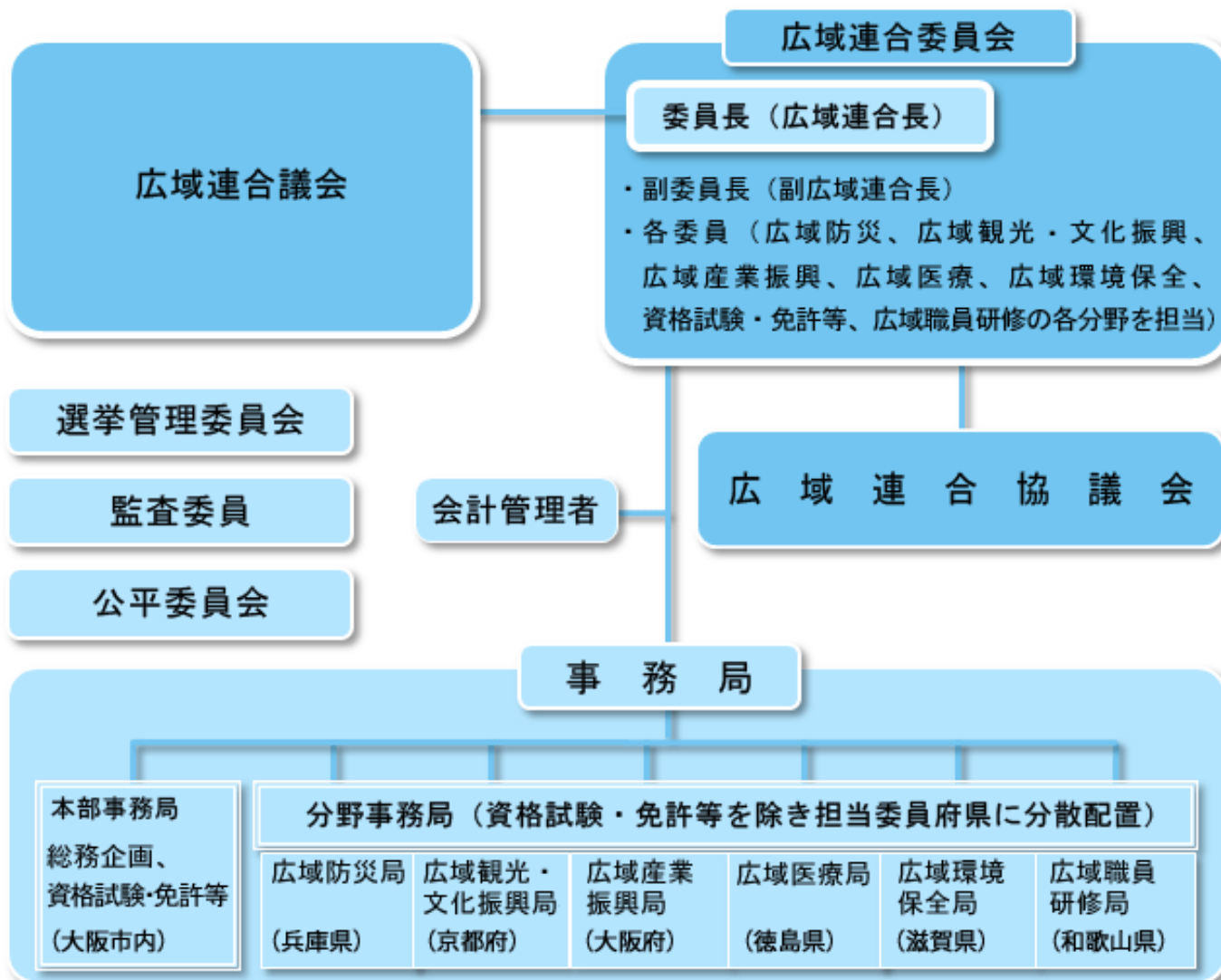
6. 資格試験・免許等

調理師、製菓衛生師、准看護師に係る試験実施・免許交付等

7. 広域職員研修

国の出先機関からの事務移譲

関西広域連合組織図 (2010年12月設立)



Breakthrough (突破口)

- できる分野、できる地域から始める
- ほかのところと違っていい
- 自分たちのことは自分たちで決めたい
- 国からではなく、地方からアプローチする

「何のために」の原点に戻って考える・・・

国の出先機関改革の経緯

2007.6 経済財政改革の基本方針(閣議決定)

2008.12 地方分権改革推進委員会第2次勧告
事務権限の仕分け、総合出先機関への統合

2009.9 [政権交代]

2010.6 地域主権戦略大綱(閣議決定)

「国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、改革の理念に沿って、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直す」

「全国一律・一斉に取り扱うのではなく、地方の発意による選択的实施による柔軟な取り組みを可能とする仕組みを検討・構築する。」

2010.12 アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～(閣議決定)

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で十分協議・調整を行い、新たな広域行政制度を整備する。

「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。」

「・・・広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。」

「・・・ブロック単位で大幅な事務権限の移譲が行われる場合には、税源移譲についても検討する。」

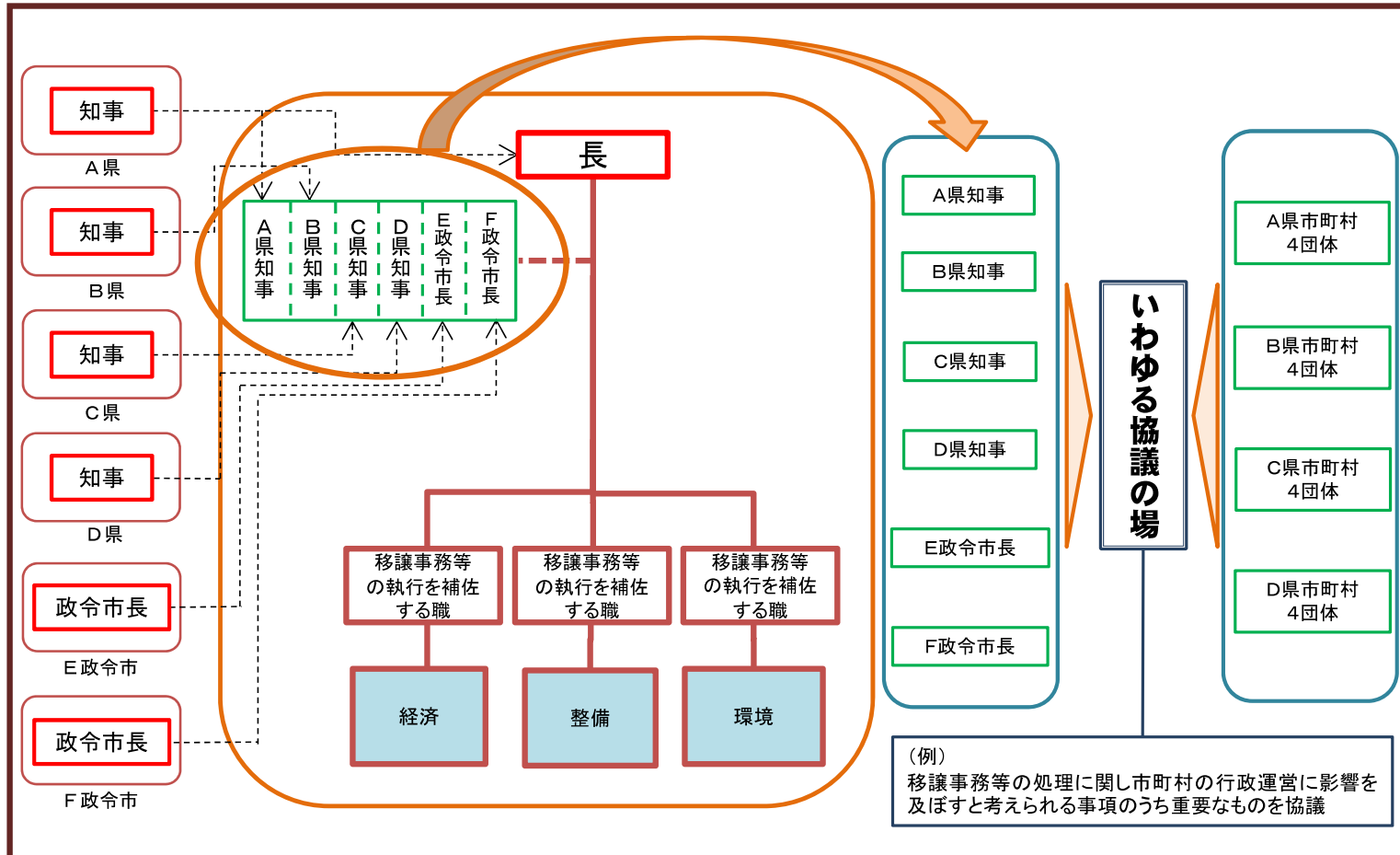
「平成24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。」

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案(平成24年6月7日法令協議)の概要

- 受け皿機関は地方自治法上の広域連合制度を活用した「特定広域連合」とする。
- 移譲対象出先機関は経済産業局、地方整備局、地方環境事務所。
- 政府は閣議で「事務等移譲基本方針」を定める。
- 特定広域連合は出先機関ごとに「事務等移譲計画」を作成し関係大臣の同意のもとに内閣総理大臣の認定を受ける。
- 総理大臣の措置要求に従わなかった場合は認定が取り消される。
- 移譲する事務は政令で定める。
- 移譲された事務は原則法定受託事務とするが、政令で例外がある。
- 必要があれば広域連合長に対する国の関与を政令で定めることができる。
- 非常事態対応のため関係大臣は広域連合長に対して必要な協力を要請でき、政令で定める場合は職員の派遣、必要な措置を指示することができる。
- 事務の実施のために必要な財政上の措置を講ずる。

特定広域連合と市町村の関係 (第9回アクションプラン推進委員会資料)

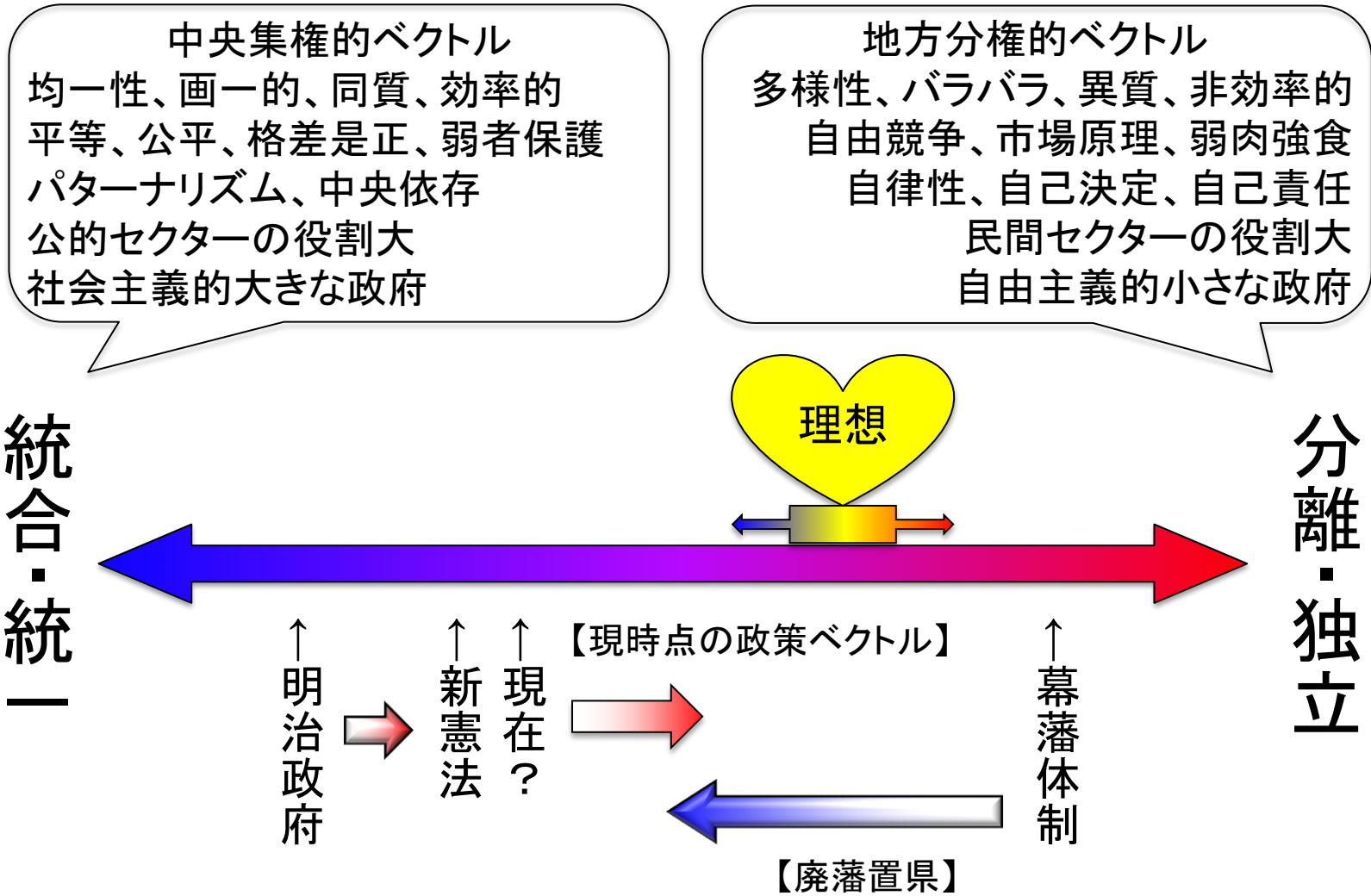
市町村の意見反映の仕組み (案) (イメージ)



出先機関の事務移譲法案の留意点(平成24年6月8日時点)

- 事務権限の「丸ごと」移譲
- 広域連合長に対する国の関与
- 新たな事務類型＝機関委任事務の復活
- 事務権限の持ち寄り
- 災害対応
- 市町村、指定都市との関係
- 財政上の措置

政策ベクトルとポジショニング



ご清聴ありがとうございました